

大通達甲（生企）第12号
平成24年7月25日

簿冊名	本部	例規（1年）	
	警察署	例	規
保存期間	本部	1	年
	警察署	常	用

生活安全部生活安全企画課長
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

年少射撃資格制度の実施について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の13から第9条の15までの規定に基づく年少射撃資格制度の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「年少射撃資格制度の実施について」（平成21年12月3日付け大通達甲（生企）第12号）は、廃止する。

記

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法は、原則として18歳以上の者でなければ空気銃の所持許可を受けることができない旨を規定しており、例外として18歳未満の者のうち、国民体育大会における空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として推薦された14歳以上の者に限り空気銃の所持許可が認められていたところ、18歳未満の年少者は、一般に心身が未成熟で成人に比べて危険物を適切に保管等する能力が劣っており、その空気銃の所持を制限することが望ましいと考えられることから、改正法により、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可を認める要件を厳格化し、国際的な規模で開催される運動競技会における空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として推薦された場合に限ることとされた。

他方で、18歳未満の者に対する空気銃の所持許可を認める要件を厳格化する趣旨が、これらの者が空気銃を保管する場合に生じる可能性がある危害の予防にあることを踏まえれば、適切な者が所持する空気銃を限定された場所においてその者の監督の下に所持させることは認めても差し支えないと考えられる。

そこで、国民体育大会の選手又はその候補者として推薦された者等、一定の資格の認定を受けた14歳以上18歳未満の者が、指定射撃場においてその指導に当たる法第4条第1項第5号の2の規定による空気銃の所持許可を受けた射撃指導員（以下「年少射撃監督者」という。）の監督の下に当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することが

できる制度を設けることとされたものである。

2 解釈

(1) 年少射撃資格の認定を受ける要件

ア 年齢

法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定（以下「認定」という。）を受けることができる者は、14歳以上18歳未満である者に限られる。

イ 年少射撃監督者の指導

認定は、認定を受けた者（以下「年少射撃資格者」という。）と年少射撃監督者との人的関係に基づいて行われるものであるから、認定の申請の時点において特定の年少射撃監督者による指導を受ける見込みがあることが必要である。

ウ 推薦

認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする場合は国民体育大会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとしてその者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体から、空気けん銃を所持しようとする場合はオリンピック競技大会、アジア競技大会、近代五種競技世界選手権大会、世界射撃選手権大会又はアジア射撃競技選手権大会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして日本体育協会から、それぞれ推薦を受ける必要がある。

エ 人的欠格事由

法第5条第1項第2号から第18号までのいずれかに該当している者は、認定を受けることができない。

オ 年少射撃資格講習会の講習の受講

認定を受けるには、法第9条の14第1項に規定する空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を習得させるための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）の講習を受け、年少射撃資格講習修了証明書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）別記様式第71号）の交付を受けている必要がある。

(2) 認定申請手続

ア 年少射撃資格認定申請書の提出

認定申請者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に年少射撃資格認定申請書（府令別記様式第66号）2通を提出する。

イ 年少射撃資格認定申請書の添付書類

提出する年少射撃資格認定申請書には、

(ア) 認定申請者の写真2枚

(イ) 戸籍抄本及び住民票の写し（外国人の場合は、国籍等の記載のある住民票の写し）

(ウ) 法第5条第1項第2号から第18号までに掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号。以下「細則」という。）第17号様式）

- (エ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (オ) 前記(1)ウの推薦を行った者から交付を受けた推薦書（府令別記様式第15号）
- (カ) 認定申請者を監督することについての年少射撃監督者の同意書（細則第18号様式）を添付する。

なお、同時に複数の年少射撃資格認定申請書を提出する場合において、前記(イ)から(カ)までの書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については1部をそれらの年少射撃資格認定申請書のいずれか1つに添付すれば足りる。

ウ 認定申請時の提示書類

年少射撃資格認定申請書を提出する際には、

- (ア) 法第9条の14第2項の規定により交付を受けた年少射撃資格講習修了証明書
- (イ) 現に認定を受けている場合は、法第9条の13第2項の規定により交付を受けた年少射撃資格認定証（府令別記様式第67号。以下「認定証」という。）
- (ウ) 認定申請者を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写しを提示する必要がある。

(3) 認定の効力等

ア 認定は、年少射撃監督者及び所持しようとする空気銃の種類（空気銃（空気けん銃を除く。）又は空気けん銃の別をいう。以下同じ。）ごとに行われる。

イ 1人の年少射撃資格者が複数の年少射撃監督者についてそれぞれ認定を受けることは差し支えない。

ウ 認定に有効期間はなく、取消しを受け、又は失効するまで効力を有する。

エ 年少射撃資格者が法第4条第1項第1号又は第4号の規定による許可を受け、又はこれらの規定による許可を受けた者が認定を受けることは、それぞれについて空気銃の種類が異なるのであれば差し支えない。

(4) 年少射撃資格者による空気銃の所持

ア 所持できる空気銃

(ア) 年少射撃資格者が所持することができる空気銃には、空気けん銃が含まれる。

(イ) 年少射撃資格者は、年少射撃監督者との人的関係に基づいて認定を受けるのであるから、当該年少射撃監督者が法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けて所持する空気銃（以下「指導用空気銃」という。）であれば、いずれの空気銃も所持することができる。

イ 年少射撃監督者による監督

年少射撃資格者は、空気銃を所持する場合には、年少射撃監督者の監督を受けている必要がある。

年少射撃資格者が複数の年少射撃監督者についてそれぞれ認定を受けている場合において指導用空気銃を所持するときは、当該指導用空気銃について法第4条第1項第

5号の2の所持許可を受けている年少射撃監督者による監督を受けている必要があり、その他の年少射撃監督者による監督をもって代えることは許されない。

法第9条の13第1項中「監督」とは、年少射撃監督者が年少射撃資格者の行為が遵守すべき法令に違反することがないかどうかを監視し、必要に応じ制止、指示又は命令等を行うことをいい、同時に指導する年少射撃資格者の人数、その熟練度、射台の間隔等の指定射撃場の構造等を総合的に勘案して、前記の監視、制止、指示又は命令等を実質的に行い得ないと認められる場合は、監督を行っているとは解されない。

特に、年少射撃監督者が年少射撃資格者を直接視認できない場合（指導を行っている場から一時的に離席等している場合を含む。）には、監督を行っているとは認められない。

ウ 年少射撃資格者による空気銃の所持の限界

年少射撃資格者が空気銃を所持できるのは、指定射撃場内において、年少射撃監督者の監督の下に、練習を行い（練習に付随して、空気銃の手入れをし、又は射座と当該指定射撃場内にある保管庫や手入れ室との間において空気銃を運搬する場合を含む。）、又は射撃競技に参加する場合に限られる。

指定射撃場内においてその他の場合に空気銃を所持した場合又は指定射撃場外において空気銃を所持した場合は、法第3条第1項違反となり、不法所持が成立する。

(5) 認定証

ア 交付

認定証は、認定ごとに交付される。

イ 書換え又は再交付

年少射撃資格者は、認定証の記載事項に変更を生じた場合（年少射撃監督者に変更があった場合を除く。）、認定証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は認定証が滅失した場合においては、年少射撃資格認定証書換申請書（府令別記様式第68号）又は年少射撃資格認定証再交付申請書（府令別記様式第69号）を提出してその旨を住所地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の書換え又は再交付を受けなければならない。

ウ 携帯義務

年少射撃資格者は、空気銃を携帯し、又は運搬する場合においては、認定証を携帯する義務がある。

(6) 年少射撃資格講習会

ア 開催日時等の公表

公安委員会は、法第9条の14第1項に規定する講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）を開催しようとするときは、開催予定期日の20日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

「その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項」とは、受講定員、受講申込手続等をいう。

イ 合同開催

年少射撃資格講習会は、近隣の他の公安委員会と合同で開催することも可能である。

ウ 受講資格

年少射撃資格講習会の講習を受講するためには、将来において認定申請を行おうとする者であれば足り、前記(1)ウの推薦を受けている必要はなく、また、その者を指導することとなる年少射撃監督者が定まっている必要もない。

エ 経験者等講習会との関係

年少射撃資格講習会は、法第5条の3第1項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「経験者等講習会」という。）を兼ねることはできない。

したがって、年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けている者であっても、法第4条第1項第1号の規定による許可を得ようとする者は、経験者等講習会の講習を受講し、講習修了証明書（府令別記様式第20号）の交付を受ける必要がある。

オ 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けた者は、当該年少射撃資格講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該年少射撃資格講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該年少射撃資格講習修了証明書が滅失した場合においては、年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書（府令別記様式第72号）を公安委員会に提出して年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

(7) 認定の失効及び取消し

ア 認定の失効

認定は、

- (ア) 年少射撃資格者が死亡した場合
- (イ) 年少射撃資格者が推薦を取り消された場合
- (ウ) 年少射撃資格者が18歳に達した場合
- (エ) 年少射撃資格者が所持することができる指導用空気銃の全てについて、許可が失効し、又は取り消された場合に失効する。

前記(エ)について、年少射撃資格者が年少射撃監督者の監督に従わずに指導用空気銃を所持した場合、当該年少射撃監督者は年少射撃資格者の指導を継続する適格性を有しないと認められることから、法第11条第6項の規定に基づき当該年少射撃監督者が所持する全ての指導用空気銃に係る所持許可が取り消され、さらに、当該年少射撃監督者が指導するその他の年少射撃資格者について、当該年少射撃監督者に係る認定が失効する。

イ 認定の取消し

認定は、年少射撃資格者が

- (ア) 法第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号又は第15号から第18号までのいずれかに該当するに至った場合
- (イ) 法第5条の2第2項第2号又は第3号に該当するに至った場合

(ウ) 法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分（法第10条の9第2項の指示を含む。）に違反した場合
に取消しの対象となる。

前記(ウ)の場合において、認定証の書換え義務違反等、その違反が比較的軽微であり、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められず、違反行為の再発防止が期待でき、かつ、具体的な危害が発生していないときに限り、認定を取り消さないことがあり得る。

(8) 年少射撃監督者

ア 年少射撃監督者の要件

法第4条第1項第5号の2の規定による空気銃の所持の許可を受けるための要件は、

- (ア) 法第9条の3第1項に規定する空気銃に係る射撃指導員であること
 - (イ) 年少射撃資格者に対する指導を行う確実な見込みがあること
 - (ウ) 所持の許可を受けようとする空気銃が空気けん銃であるときは、日本体育協会から推薦を受けていること
- である。

イ 年少射撃監督者に係る認定の数

1人の年少射撃監督者の下に認定を受けることができる年少射撃資格者の数について制約は存在しない。ただし、1人の年少射撃監督者が同時に指導できる年少射撃資格者の数については、前記(4)イの範囲に限られるため、その具体的な状況を勘案して判断することとなる。

ウ 法第4条第1項第1号の規定による許可と同項第5号の2の規定による許可の関係

- (ア) 1丁の空気銃について、法第4条第1項第1号の規定による許可と同項第5号の2の規定による許可を同時に受けることはできない。
- (イ) 法第4条第1項第1号の規定による許可を許可証の書換えによって同項第5号の2の規定による許可とすることはできない。前者が許可の日に失効することを前提として後者について新たに許可申請を行うこととなる。

エ 年少射撃監督者による指導用空気銃の所持

- (ア) 年少射撃監督者が所持許可を受けられる指導用空気銃の許可の数について具体的な数の制約は存在しないが、全ての指導用空気銃について年少射撃資格者を指導する用途に供する確実な見込みがある必要がある。
- (イ) 年少射撃資格者による指導用空気銃の所持の限界は前記(4)ウのとおりであるから、年少射撃資格者が空気銃射撃競技に参加するために行う指定射撃場外における指導用空気銃の運搬等は、年少射撃監督者が行う必要がある。

オ 年少射撃監督者による指導用空気銃の発射

年少射撃監督者は、指導の一環として模範を示すなど年少射撃資格者の指導の用途に供するために指定射撃場において指導用空気銃を発射することができるが、自らが標的射撃等をするために発射することはできない。

カ 指導用空気銃に係る許可と認定の関係

前記(7)アに示す事由が発生し、認定が失効した場合であっても、指導用空気銃に係る所持許可は失効しない。

キ 指導用空気銃の保管委託

年少射撃監督者は、次の場合を除き、法第10条の8第1項に規定する猟銃等保管業者に指導用空気銃の保管を委託する義務がある。

(7) 当該年少射撃監督者の指導の下に年少射撃資格者が指導用空気銃を用いて、運動競技会の空気銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

(イ) 年少射撃監督者の所持する指導用空気銃の総数が3丁以下である場合

(ウ) 前記(7)又は(イ)に掲げるもののほか、指導用空気銃の修理を委託する場合、指導用空気銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

3 運用上の留意事項

(1) 認定申請時の欠格事由に係る教示

年少射撃資格認定申請書の添付書類である誓約書の提出に当たっては、認定申請者に法第5条第1項第2号から第18号までの規定の内容を記載した書面を交付して教示するなど、認定申請者に対して欠格要件の内容を確実に認識させるようにするものとする。

(2) 認定申請に対する審査

ア 認定申請に対する審査に際しては、認定申請者やその保護者等から年少射撃監督者の監督の下に射撃の指導を受ける確実な見込みがあるかどうか十分に聴取するものとする。

イ 認定申請者、その者の保護者、年少射撃監督者等から認定申請者が認定を受けて射撃を継続して行う意思があるかどうか十分に聴取するものとする。

ウ 認定申請者、その者の保護者及び年少射撃監督者に対し、当該認定申請者が法第5条第1項第2号から第18号までのいずれかに該当することとなったときは、公安委員会に申し出るよう指導するものとする。

(3) 指導用空気銃所持許可申請に対する審査

年少射撃監督者となろうとする者が申請に係る指導用空気銃が3丁以下であるため自ら保管を行う旨の指導用空気銃の所持許可申請を行った場合は、その者が府令第84条に規定する銃砲の保管の設備を有しているかどうか、その者の自宅等に赴き確認するものとする。

(4) 年少射撃資格講習会の開催

ア 年少射撃資格講習会の開催に関しては、交通の便のよい会場において開催するなど、受講者の便宜を考慮するものとする。

イ 年少射撃資格講習会においては、年少射撃資格者としての心構え及び空気銃の危険性の認識に重点を置いて講習を行うものとする。

(5) 認定証又は年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

- ア 認定証又は年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請に対しては、書換え又は再交付の理由及び必要性を申請者から十分に聴取し、必要に応じて関係機関等に照会を行うものとする。
- イ 年少射撃資格講習修了証明書の再交付を行う際には、再交付を受ける者に対し、亡失し、又は盗み取られた年少射撃資格講習修了証明書を回復した場合には、当該年少射撃資格講習修了証明書を公安委員会に返納するよう指導するものとする。
- (6) 年少射撃資格講習会の開催日時等の公表
前記 2 (6)アの年少射撃資格講習会の開催日時等の公表は、警察署の掲示板への掲示等により受講しようとする者に対する周知を図るものとする。
- (7) 指導用空気銃の所持許可を受けようとする者に対する指導
前記 2 (8)ウ(イ)の所持許可申請を行う者に対しては、法第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定による許可の日に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可が失効することを説明した上で、申立書（細則第 5 号様式）を提出させるものとする。
- (8) 年少射撃監督者に対する指導
年少射撃監督者が、指導を行っていた年少射撃資格者に係る認定が失効するなどしたため年少射撃監督者が所持する指導用空気銃を年少射撃資格者に対する指導の用途に供する見込みがなくなった場合には、危害予防の観点から、自主返納を促すなどの措置を執るものとする。

(生活安全企画課保安係)